

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 7 年 3 月 2 7 日京都市規則第 5 6 号） 新旧対照表

現 行	改 正 後
○ 京都市地球温暖化対策条例施行規則 （身分証明書） 第 4 4 条 （前略） 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。	○ 京都市地球温暖化対策条例施行規則 （身分証明書） 第 4 4 条 （前略） 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。